

# 2020年度 研究補助（公益振興）の募集要項について

公益財団法人JKA

本財団は、若手研究者のキャリアアップとなる研究を支援します。

## 1. 対象となる研究

- (1) 地域社会の共生に資する研究（学問領域についてはP4【別表】参照）
- (2) ギャンブル等依存症に係る研究
- (3) 女性のスポーツの機会の向上に係る研究
- (4) 女性アスリートの競技力や社会的評価の向上に資する研究

※(1)～(4)の学問領域についてはP4【別表】参照

※同一研究者が(1)～(4)を重複して要望することはできません。

※(4)については、女性アスリートや指導者等、「身体・生理的課題」、「心理・社会的課題」もしくは「組織・環境的な課題」のいずれかに係るものとする。

## 2. 応募資格

- ・大学等研究機関<sup>注1)</sup>に所属し、当該組織の研究活動に実際に従事している若手研究者<sup>注2)</sup>（研究に従事してから概ね15年以内にある者）が対象となります。

注1) 大学等研究機関には大学（短期大学を含む）、大学共同利用機関法人、高等専門学校が含まれます。

注2) 申請者は研究者本人（大学院生等の学生でないこと）とし、申請に当たっては所属長の了承が必要となります。

※同一テーマで国または他の団体から助成を受けている場合は対象外となります。

## 3. 助成金額 ※2019年度実績：採択件数1件、採択金額100万円

- ・助成金額の上限は300万円（補助率1/1）とします。

## 4. 研究期間

- ・研究期間は1年とします。

## 5. 申請方法

- ・競輪とオートレースの補助事業ホームページ（<http://hojo.keirin-autorace.or.jp>）より申請を受け付けます。「補助方針」、「交付要望 ネット手続きガイド」、「交付要望書作成の手引き」をあわせてご確認ください。

## 6. 申請受付期間

### (1) インターネット申請期間

2019年10月15日（火）10時～11月19日（火）15時

※11月18日（月）15時までに事業者登録を完了してください。

### (2) 要望書類提出期限

2019年11月26日（火）17：00必着

## 7. 審査について

- ・外部有識者から構成される補助事業審査・評価委員会において審査し、採否を決定します。審査の内容、採否に関するお問い合わせには応じかねますのでご遠慮ください。

## 8. 採否の通知について

- ・2020年3月下旬頃に文書をもって通知します。

なお、2020年4月に実施予定の事務手続説明会に出席していただきます。（出席に要する費用は自己負担となります。）

## 9. 要望書類提出先

- ・〒108-8206 東京都港区港南一丁目2番70号 品川シーズンテラス25階  
公益財団法人JKA 補助事業部 補助事業課

## 10. 問い合わせ先

- ・競輪とオートレースの補助事業ホームページの (<http://hojo.keirin-autorace.or.jp>)  
『お問い合わせフォーム』からお問い合わせください。

## 1.1. 対象となる経費

・対象となる経費は、補助事業の研究活動に直接的に必要な経費に限ります。

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	備考
旅費	旅費	交通費、日当、宿泊費等	・事業を実施するにあたり研究者及び研究作業者が海外・国内への出張または移動にかかる経費が対象です。 ・旅費の算定にあたっては、所属機関の旅費規程等によるものとします。
物件費	物品購入費	事業に直接必要な物品、備品、資材、消耗品、ソフトウェア、図書、書籍、試作品等の購入費	・消耗品等の定義・購入手続きは所属機関の規程等によるものとします。
事業費	謝金	研究協力者（学生含む）及び講師、通訳、翻訳者等個人に対する支払い	・研究活動に必要な作業及び知識や技術の提供に対する協力が対象です。 ・所属機関に勤務する常時雇用労働者の人件費は対象とはなりません。 ・代表研究者及び共同研究者は対象者となりません。 ・謝金の算定にあたっては、所属機関の謝金支給規程等によるものとします。
	印刷費	報告書、チラシ、ポスター、研修会用テキスト等	・競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。
	委託事業費	通訳、翻訳、校正（校閲）、アンケート調査等の集計、実験作業等業者に対する支払い	・当該事業に必要な不可欠で、委託することの説明を十分にできるものに限り対象です。 ・研究活動に必要な業務を外部業者に委託する場合の経費が対象です。
	その他（諸経費）	学会参加費、機器・物品等の借上料、論文投稿料、論文掲載料、論文別刷り代、特許関連経費、送料等	・上記の節以外で研究活動に直接必要な経費が対象です。

※ 次の経費は対象となりません。

- 飲食代
- 有料出版物の刊行費用
- 大学等の研究室に通常配備されている機器・備品類（パソコンを含む）
- 同一日、同一人の「日当」、「謝金」の重複
- 経理事務を所属機関に委任する際の事務経費

## 1.2. その他

・本募集要項に特に定めのない事項については、「2020年度 補助方針」によるものとします。

## 【別表】学問領域

### (1) 地域社会の共生に資する研究

分野	区分番号	区分内容
地理学、文化人類学、民俗学およびその関連分野	4020	人文地理学関連
	80010	地域研究関連
社会学およびその関連分野	8010	社会学関連
	8020	社会福祉学関連

### (2) ギャンブル等依存症に係る研究

分野	区分番号	区分内容
心理学およびその関連分野	10010	社会心理学関連
	10030	臨床心理学関連
	10040	実験心理学関連
内科学一般およびその関連分野	58010	神経内科学関連
社会医学、看護学およびその関連分野	58010	医療管理学および医療系社会学関連

### (3) 女性のスポーツの機会の向上に係る研究

### (4) 女性アスリートの競技力や社会的評価の向上に資する研究

分野	区分番号	区分内容
スポーツ科学、体育、健康科学およびその関連分野	59020	スポーツ科学関連
	59030	体育および身体教育学関連